

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要であり、法律により実施が義務付けられています。適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆さんのご協力をお願いいたします。

保守点検

■浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。

また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

■10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。

■県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

■浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。

■年に1回以上（全ばつ気方式は6カ月に1回以上）行う必要があります。

要があります。
■常総衛生組合の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

■浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

■最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8カ月以内に行う必要があります、その後は毎年1回受ける必要があります。

■県指定検査機関である、(公社)茨城県水質保全協会に申し込みをしてください。(☎029-291-4004)

一括契約システム

■保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契

約システム」があります。大変便利なシステムですので、ぜひご利用ください。

■現在契約されている保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会に申し込みをしてください。(☎029-291-4004)

取手地方広域下水道組合から

お知らせします

取手地方広域下水道組合が徴収している下水道使用料について、11月(9月使用分)から上水道料金一元化を実施のうえ、つくばみらい市が上下水道料金として徴収します。

上下水道料金一元化の実施にあたり、水道料金・下水道使用料の使用月に対する請求月を統

単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換を
単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま放流されてしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、汚れの量をおよそ8分の1に減らせます。
身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

【調整方法】

8月使用分(11月請求分)を10月に繰上げて請求するものとし、11月5日振替において、7月使用分と8月使用分を請求します。

合併浄化槽設置補助金 交付申請期限

平成25年度の合併浄化槽設置補助金交付申請期限は、11月29日(金)までです。

補助金の交付を受けるためには、浄化槽設置工事を補助金交付決定日以降に着手し、年度内に完了する必要があります。

補助金交付対象区域や補助金額など詳細につきましては、上下水道課までお問い合わせください。

問 谷和原庁舎上下水道課
58・2111(内線8211) ☎

【預金口座振替をご利用の場合】

振替日	下水道組合	つくばみらい市
10月31日(木)	—	水道料金 (8月使用分)
11月5日(火)	下水道使用料 (7月・8月使用分)	—
12月2日(月)※	下水道使用料 (11月5日の再振替のみ)	上下水道料金 (9月使用分)

※ゆうちょ銀行・郵便局以外の再振替は、12月3日(火)となります。

問 取手地方広域下水道組合業務課
4127 ☎0297-74

58 問 谷和原庁舎上下水道課
2111(内線8211) ☎